

各務原市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱

(平成18年9月12日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市都市計画審議会条例施行規則（平成18年規則第27号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、各務原市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の傍聴)

第2条 傍聴人の定員は、概ね10人とする。

2 傍聴を希望する者（報道関係者を除く。）が定員を超える場合は、傍聴人は先着順により決定する。

3 傍聴人の受付は、会議の開催の当日、所定の場所において会議の開催の30分前から開始し、10分前に締め切るものとする。

(傍聴人の制限)

第3条 次に掲げる者は、傍聴をすることができない。

- (1) 銃器その他、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器の類を携帯している者
- (5) 写真機、ビデオカメラ、録音機の類を携帯している者（報道関係者であって、会長の許可を受けた者は除く。）
- (6) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) その他審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議中は静粛に傍聴すること。
- (2) 審議に対して可否を表明し、又は拍手しないこと。
- (3) 談話をし、歌を歌い、大声で笑いその他騒ぎ立てないこと。
- (4) 携帯電話、PHSその他これらに類する機器は使用できないよう電源を切るこ

と。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れないこと。

(7) 会場内での写真撮影、録画、録音等を行わないこと。（報道関係者であって、会長の許可を受けた場合は除く。）

(8) その他会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為はしないこと。

（会議開催の周知）

第5条 会議の開催は、規則第3条第2項の会長の招集の通知後、速やかに会議の名称、日時、場所、議題、傍聴人の定員その他必要な事項を示して周知するものとする。

（会議資料の公表）

第6条 会議の資料、結果及び議事録については、公表するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。